

## 第2章 次世代を育むすべての家庭を支援し支え合えるまちづくり

### (1) 子育てに生きがいを感じられる家庭・職場・地域社会づくり

#### ア 子育て家庭への支援（★）

##### 現状と課題

現在の社会では、家族規模の縮小や地域の共同関係の希薄化などにより、子育て中の親が孤立しやすい状況になっています。特に、乳幼児期においては、在宅での子育てが中心となることから、父親の子育てへの関わりや親族・近隣からの支援、子育て仲間との交流などにより孤立化を防ぎ、子育てへの不安や負担感を軽減することが重要です。

ニーズ調査においても、子育てに「少し不安を感じる」又は「とても不安を感じる」と回答した方は、全体の2割強ですが、「子育て仲間がいない」母親に着目してみると、「少し不安を感じる」又は「とても不安を感じる」と回答した方は、4割弱となっており、不安や悩みを相談できる相手がいることの重要性がうかがえます。（参照 P25「子育てについての気持ち」）

また、ニーズ調査では、依然として育児や家事の大部分を母親が担っている状況も示されており、子育てへの父親の関わりを増やしていくことの必要性もうかがえます。

子育てへの不安や負担感から子育てに喜びを感じられないことにより、児童虐待に進展するという憂慮すべき事態を防ぐためには、様々な行政施策により継続的な支援を実施していくことも重要ですが、地域社会の子育て力の回復や「真のワーク・ライフ・バランス」の推進など、社会全体での総合的な取組が求められています。

また、ニーズ調査では、子育ての不安や負担といった消極面の回答があった一方で、子育てが楽しいという回答も多く寄せられていることから、子育て家庭をしっかりと支援したうえで、子育ての積極面について、これから子育てをしていくこととなる若い世代に啓発していくための取組を進めていくことも必要です。

京都市においては、これまでから様々な子育て支援施策を推進しており、幼稚園、保育園(所)、児童館や子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）などにおいても、日々地道で熱心な子育て支援の取組が行われています。一方で、多様な施策の中から自らのニーズに合った、必要な施策等を見つけ利用することは容易ではないため、行政の窓口等での適切な情報提供に加え、近年、急速に普及しているスマートフォンなど、新たな媒体の活用により、必要な情報をいつでも簡単に入手できる情報提供体制の構築など、時代のニーズに応じた手法を検討していくことも求められています。

##### 施策を展開する今後の方向性

子育てに喜びを感じられる社会環境の構築のためには、男女が共に子育てに関わり、仕事との両立を実現できる家庭・職場・地域社会づくりが不可欠であり、働き方の見直しや職場における子育てへの理解・協力の促進、地域での子育て家庭への支援など、社会全体での取組を進めることが必要です。

妊娠・出産・育児に切れ目のない支援を行うため、家庭訪問等により、母と子の心身の状

況を把握し、情報提供、助言を行い、必要に応じて継続的な支援を行うとともに、各機関がそれぞれの専門性をいかして、様々な不安や悩みについての相談に対応していきます。

また、身近な地域における子育て相談への対応や保護者同士が気軽に集い交流できる場の提供など、子育ての孤立化を防ぐための取組を引き続き実施していくとともに、スマートフォンによる子育て関連情報の発信など、多様なメディアの活用により、子育て家庭に必要な情報を確実に届けることにより、子育てをする親の不安や悩みを解消し、子どもがいる生活に充実感を感じられるための取組を推進していきます。

さらに、早い段階からの親となるための準備や親として学び育つための支援の充実のため、「親育ち」の機会を提供する「子どもを共に育む『親支援』プログラム」等の取組の推進や小中高生・大学生など、次に親となる世代に対する、子どもを生み育てることの素晴らしさも含めた啓発・教育などにより、家庭の養育力の向上を図ります。

## 施策・主な取組

### 006 新生児等訪問指導事業（こんにちは赤ちゃん事業）の実施

子育ての孤立化を防ぐため、乳児のいるすべての家庭を訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、母子の心身の状況や養育環境等の把握及び助言を行い、支援が必要な家庭に対し適切なサービスにつなげます。

<保健福祉局>

### 007 育児支援家庭訪問事業の充実 **新規（推進中）**

子育てに不安や課題を抱えながら、自ら支援を求めることが困難な家庭など、子育て支援を必要とする家庭を訪問し、子育ての不安や悩みの相談に応じるとともに、具体的な育児の助言、援助などを行います。

<保健福祉局>

### 008 一時的な預かり事業の推進

保育園（所）における一時保育、ファミリーサポート事業、子育て支援短期利用事業（ショートステイ、トワイライトステイ）などの一時的な預かり事業を推進します。

<保健福祉局>

【主な取組】◇一時預かり事業の充実（一般型）（再掲 P116）

◇ファミリーサポート事業の推進（再掲 P49）

◇子育て支援短期利用事業（ショートステイ、トワイライトステイ）の実施（再掲 P155）

### 009 子育て相談事業の推進

児童福祉センター、こどもみらい館、京（みやこ）あんしんこども館、子ども支援センター、保健センター、幼稚園、保育園（所）、認定こども園、児童館、子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）など、子育て支援機関による相談事業を推進します。

<保健福祉局、教育委員会>

## 010 子育て支援情報の的確な提供

<保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】◇出生児宅への出産お祝いレター及び子育て応援パンフレットお届け事業の実施

◇妊娠・出産・育児テキスト「赤ちゃんといっしょ」の配布

◇親育ち本「すくすく子育てアドバイス!」の発行

◇インターネット等による子育て支援情報の発信

◇母子健康手帳記載内容の充実

◇親子の健康づくり講座の実施（再掲 P72）

◇すくすく子育て情報発信事業の実施（再掲 P71）

◇子ども保健医療相談・事故防止センター「京（みやこ）あんしんこども館」における事業の実施（再掲 P82）

◇子育てサロンや子育てサークル等の活動情報の提供

◇健診をはじめとする各種母子保健事業や子育て支援事業における情報提供等，サービスの機会を捉えた情報発信の充実

## 011 親になるための準備，親として学び育つための支援

出産まで子どもとふれ合う体験が少ない親が増加している中，事前に子育てに関する体験や知識を学ぶことができるような取組を進めます。

また，親自身や妊娠期の夫婦が，親としての心構えや知識，技術等を学ぶとともに，親自身が自覚を持って子どもと向き合い，学び育つことのできる環境をつくります。

<保健福祉局，教育委員会>

【主な取組】◇「子どもを共に育む『親支援』プログラム」の実践・推進（再掲 P146）

◇親子の健康づくり講座の実施（再掲 P72）

◇将来の育児参加に向けた思春期からの性と母子保健教育の推進（再掲 P77）

◇中高生と赤ちゃんとの交流事業の充実（再掲 P125）

◇親になることの苦労や素晴らしさも含めた啓発

## 012 第三子以降等産前産後ヘルパー派遣事業の実施

母親が第三子以降の子ども又は多胎児の出産の前後で家事や育児を行うことが困難で，適切に家事等を行う方がいない家庭にヘルパーを派遣し，産前・産後期の負担軽減を図ります。

<保健福祉局>

## 013 育児支援ヘルパー派遣事業の実施

母親が産後の体調不良や育児不安を抱える家庭に家事や育児の援助を行うヘルパーを派遣し，安心して子育てができるよう支援します。

<保健福祉局>

## 014 子育て支援情報発信事業の実施 新規（推進中）

子育てに関する施策やイベント情報のリアルタイム発信や乳幼児を連れた外出時に必要な設備のある施設の案内など，スマートフォンアプリによる子育て関連の情報発信を行い，子どもを安心して生み，健やかに育てられる環境を整備します。

<保健福祉局>

## イ 子育てを支え合える地域社会づくり（★）

### 現状と課題

在宅での子育てが中心となる乳幼児期には、親子が他の親子や地域住民と気軽に交流できる機会が特に必要であり、地域が持つ子育て力を活性化させ、子育て家庭にとって「身近な地域」を中心とした子育て支援活動の展開を図っていくことが重要です。

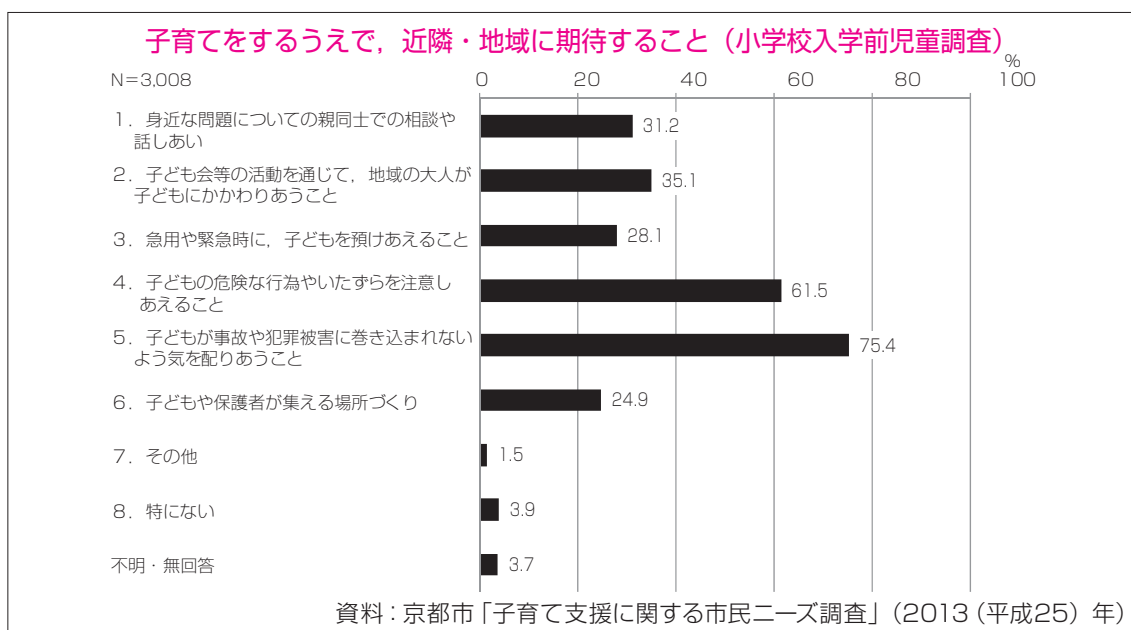
現在、地域においては、社会福祉協議会、民生児童委員会、人づくり21世紀委員会、その他多くの地域団体が子育て支援活動を展開しており、また、児童館等の子育て支援施設がこうした活動と連携し、取り組んできたところであり、今後もより広範な市民が子育て支援活動に参画できるよう一層の取組が必要です。

ニーズ調査でも、子育てするうえで近隣や地域の人々に期待することとして、「子どもが事故や犯罪被害に巻き込まれないよう気を配りあうこと」、「子どもの危険な行為やいたずらを注意しあえること」の割合が高く、多くの子育て家庭が子どもや子育てへの地域の関わりを望んでいることがうかがえます。

近年、子育てサロンや子育てサークルなど、住民相互で行われる自主的な子育て支援活動が展開されており、地域の子育て支援力を育む場として、その役割の重要性が増していますが、こうした自主的な活動については、運営面でのノウハウの不足や活動場所の確保などの課題もあります。

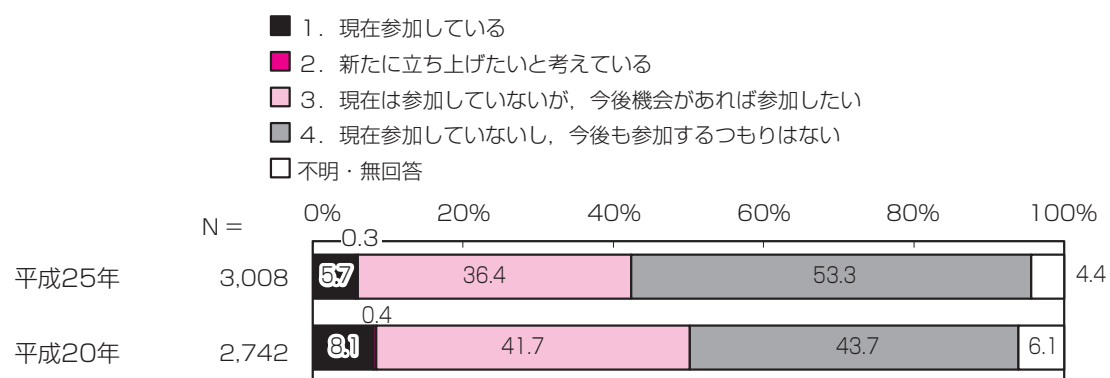
このため、京都市では、これまで子育てサロン等アドバイザー派遣事業への助成などによる地域の子育て支援活動への支援を行ってきており、今後とも、幼稚園、保育園（所）や児童館等の施設においてこれまでに蓄積されてきた地域の子育て支援のノウハウもいかしながら、更なる活性化を図っていく必要があります。

また、市民相互による子育ての支え合いの制度であるファミリーサポート事業についても、地域の子育て力の活性化の観点から、会員数の拡大や会員への研修の充実など、更なる事業の推進と定着化を図っていく必要があります。



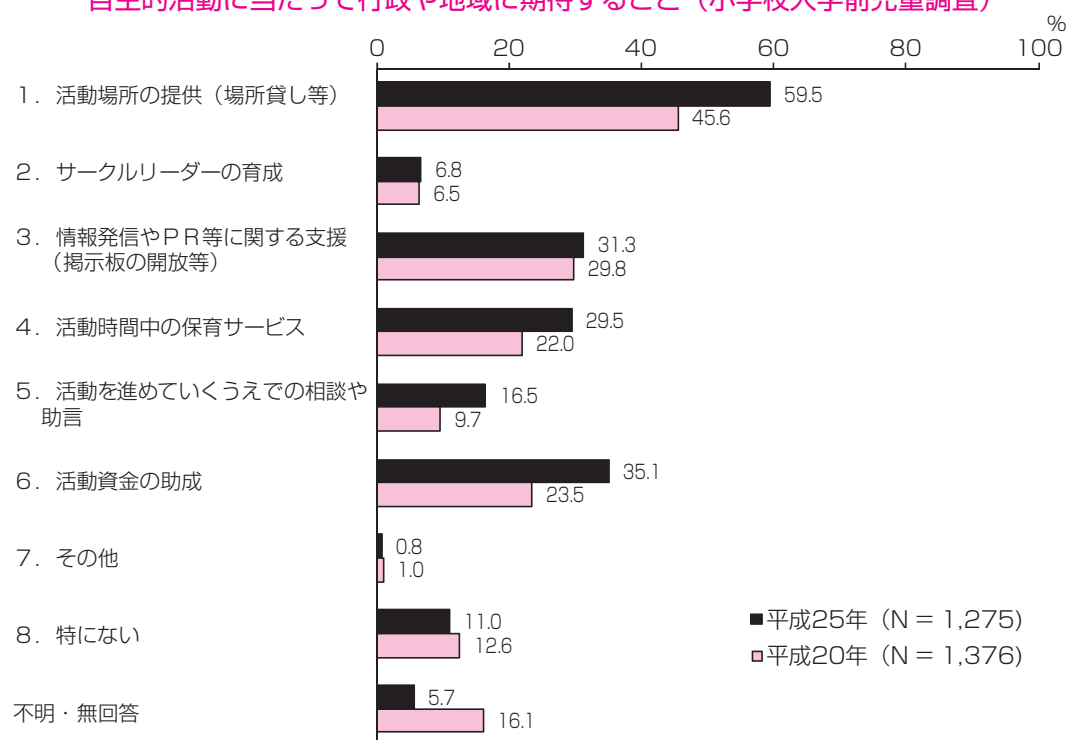
こうした取組により、生み出される地域による支え合いの風土は、市民一人ひとりが、地域や社会での様々な「つながり」を大切に、仕事や家庭生活、社会貢献などにおいて、生きがいと充実感を持って心豊かな人生を送る「真のワーク・ライフ・バランス」の実現にも欠かすことができないものです。

### 子育てサークルなど自主的な活動への参加状況（小学校入学前児童調査）



資料：京都市「子育て支援に関する市民ニーズ調査」（2013（平成25）年）

### 自主的な活動に当たって行政や地域に期待すること（小学校入学前児童調査）



資料：京都市「子育て支援に関する市民ニーズ調査」（2013（平成25）年）

### 施策を展開する今後の方向性

子育てに喜びを感じられる地域社会づくりのためには、子育て支援サービスの充実とともに、地域の人々が、子どもや子育て家庭を温かく見守り、支え合う、子育てしやすい地域の風土を醸成することが必要です。

とりわけ、京都のまちが培ってきた子育てを支え合う風土に根差した協力、協働の取組として、ファミリーサポート事業や子育てサロン・子育てサークル等、地域の住民主体の子育て支援活動が展開されており、こうした活動を一層活性化していくことが重要です。このため、児童館や子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）等の地域の子育て支援拠点では、その人的・物的資源を最大限に活用して住民相互による子育て支援活動を支援するとともに、連携・協力して子育て支援活動に取り組むことで、身近な地域における子育て支援拠点としての機能強化を図っていきます。

また、行政と社会福祉協議会等の公共的団体、民生委員・児童委員、主任児童委員、市民団体（NPO等）との連携を更に深め、それぞれの役割分担のもと、協力を進めていくため、引き続き、地域コミュニティの活性化に努めていきます。

### 施策・主な取組

#### 015 地域において住民相互で行われる子育て支援活動の活性化

ファミリーサポート事業や子育てサロン、子育てサークルなど、地域において住民相互で行われる子育て支援活動を、地域の子育て支援拠点や公共的団体等との協力関係の強化により、一層推進します。

<保健福祉局、教育委員会>

【主な取組】◇ファミリーサポート事業の推進

子育ての援助を受けたい市民（依頼会員）と援助を行いたい市民（提供会員）とが会員となり、市民相互で育児を助け合う同事業について、会員数の更なる拡大や会員への研修の充実による一層の推進を図ります。

◇子育てサロン等アドバイザー派遣事業補助 新規（推進中）

試行的・モデル的に新たなアイデアやユニークな取組にチャレンジする子育てサロンや子育てサークルに対してアドバイザーを派遣し、取組実績を市内で活動する子育てサロン等へ幅広く周知する京都市社会福祉協議会の事業に補助を行い、地域において気軽に参加できる子育てサロンや子育てサークルの活動の活性化を図ります。

◇子ども支援センターにおける子育てサロンや子育てサークル等への活動支援

◇地域子育て支援ステーション（保育園（所）、児童館）における子育てサークルの育成や幼児・母親クラブの実施

◇子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）事業の充実

◇子育てサークル支援情報の提供（こどもみらい館）

#### 004 子ども支援センターの機能強化 再掲（P43）

#### 005 地域子育て支援ステーション事業の機能強化 再掲（P43）

#### 016 地域における子育て支援拠点としての幼稚園、保育園（所）、認定こども園、児童館等の機能強化

幼稚園、保育園（所）、認定こども園、児童館、子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）などが、その持っている知識・経験・場などの資源を「家庭」、「地域」などに還

元し、身近な地域における子育て支援の拠点としての役割をより一層果たすよう機能強化に取り組めます。

＜保健福祉局，教育委員会＞

### **017 子育て支援を行うNPO・ボランティア団体等への活動支援**

京都市市民活動総合センター及び京都市福祉ボランティアセンターにおいて、NPOやボランティア団体等による市民活動を総合的にサポートするとともに、市民相互の交流や連携を図ります。

また、身近な場所でまちづくり活動ができるよう活動場所の提供を行うなど、各種活動支援を行います。

＜文化市民局，保健福祉局＞

【主な取組】◇市民活動総合センター（ひと・まち交流館京都）

◇福祉ボランティアセンター（ひと・まち交流館京都）

◇地域のまちづくり支援拠点「暮らしの工房」づくりの支援

◇市民活動・NPO・ボランティア活動環境整備（プラットフォーム）事業の実施

### **018 子育て支援ボランティアの育成とコーディネートの充実**

地域の子育て支援の場を支えるボランティアなどを育成し、子育て支援者のコーディネートをを行います。

＜保健福祉局，教育委員会＞

【主な取組】◇子育てボランティアバンクの実施

◇子育て支援ボランティアの育成（こどもみらい館）

◇絵本ふれあいボランティアの育成

### **019 地域の子育て支援活動への市民団体，学生や大学，企業等の参加の促進**

市民や市民団体，学生や大学，企業等が地域社会の一員として子育て支援活動ができる体制の整備に努めます。

＜産業観光局，保健福祉局，教育委員会＞

### **020 あらゆる世代の子育て支援への参画（世代間交流）の促進**

高齢者福祉施設と児童福祉施設等との交流を促進し、各施設間でのネットワークづくりを進めることで、高齢者と子どもたちとの世代間交流の促進を図るなど、あらゆる世代の子育て支援への参画が進むよう努めます。

＜保健福祉局，教育委員会＞

【主な取組】◇児童館，幼稚園，保育園（所），認定こども園等における交流事業の実施

◇いきいきお年寄りのネットワークづくり 新規（推進中）

### **021 民生委員・児童委員，主任児童委員の活動の活性化**

＜保健福祉局＞

### **022 社会福祉協議会との連携**

＜保健福祉局＞

### **125 人づくり21世紀委員会 再掲（P130）**

## ウ 「真のワーク・ライフ・バランス」の推進（★）

### 現状と課題

京都市では、2010（平成22）年度に策定した「はばたけ未来へ！京プラン（京都市基本計画）（第2期）」において、目指すべき京都の未来像の一つの柱として、人間らしくいきいきと働き、家庭・地域で心豊かに生活できる「真のワーク・ライフ・バランスを実現するまち・京都」を掲げ、この未来像を実現するために、特に優先的に取り組むべき11の重点戦略の一つとして、「真のワーク・ライフ・バランス戦略」を掲げています。

さらに、この京プランの実効性を確保するため、2012（平成24）年3月に「真のワーク・ライフ・バランス」推進計画を策定し、取組を進めているところです。

仕事と生活の調和だけでなく、地域・社会への参加、貢献などがバランスよく充実した「心の調和」を目指す「真のワーク・ライフ・バランス」の推進のためには、子育てや家事は男女が協力して行うべきものとの視点に立った取組を進めていくことが重要です。

しかし、ニーズ調査によると、子育てや家事への父親の関わりは、母親と比べると、依然として低い水準にあります。

父親が子育てに関わりづらい理由については、「残業や休日出勤等が多く、仕事を優先せざるを得ないこと」が最も多く、帰宅時間についても、約3人に1人が21時以降と回答するなど、父親にとって子育てと仕事の両立が困難な状況が浮き彫りとなっています。

これに対し、子育てと仕事の両立を支援するために社会全体で取り組んでほしい制度や支援策として、「子どもの用事（学校行事、病気など）のときに休める制度や時間単位休暇制度」の回答が特に多くなっています。

また、結婚と出産に関する調査によると、仕事をしている女性の6割近くが出産を機に離職しています。離職の理由として最も多いのは、「家庭生活（家事や子育てなど）に専念したかった」ですが、次いで「職場が育児休業制度などを利用しづらい雰囲気であった」、「仕事と家庭生活の両立が困難だった」となっており、女性が、仕事か子育ての二者択一を迫られている状況は、従前から変わりなく、両立支援の取組が必要です。

男女が共に仕事や家庭生活、社会貢献などにおいて、生きがいと充実感を得て人生が送れる「真のワーク・ライフ・バランス」を実現し、定着させていくためには、「真のワーク・ライフ・バランス」の理念の更なる浸透を図り、働く人を含めた市民一人ひとりの意識改革や行動はもちろんのこと、「人々が働く場」、「家庭」、「地域や社会」という3つのコミュニティのそれぞれにおいて、働き方の見直しや男性の子育てへの積極的な関わり、企業や地域による子育て家庭への支援など、子育て支援に関する社会全体の課題について総合的に議論し、仕事と子育ての両立を支援するための取組を進めていくことが重要です。

### 父親が子育てに関わりづらい理由

- 1. 残業や休日出勤等が多く、仕事を優先せざるを得ないこと
- 2. 通勤時間が長いこと
- 3. 子どもや家庭のことで休みを取ることに、職場の理解を得にくいこと
- 4. 父親として具体的に何をすべきがよくわからないこと
- 5. 父親が育児にかかわることを恥ずかしいと思う意識が男性にあること
- 6. 父親が育児にかかわることを特別視する風潮が世間にあること
- 7. その他
- 不明・無回答

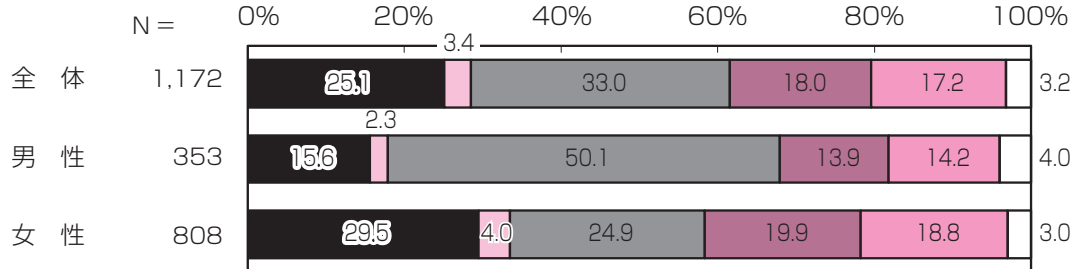
#### <小学校入学前児童調査>



資料：京都市「子育て支援に関する市民ニーズ調査」（2013（平成25）年）

### 出産後の就労状況

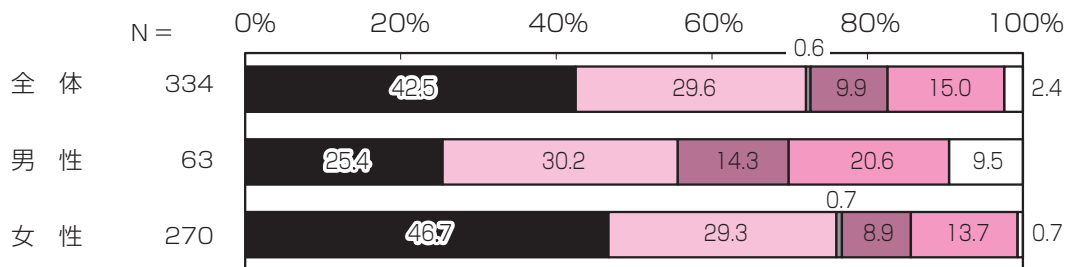
- 1. 第1子出産を機に仕事を辞めた
- 2. 第2子以降の出産を機に仕事を辞めた
- 3. 出産を機に仕事を辞めていない
- 4. 出産の時点では仕事をしていたが辞めた
- 5. 出産をしていない
- 不明・無回答



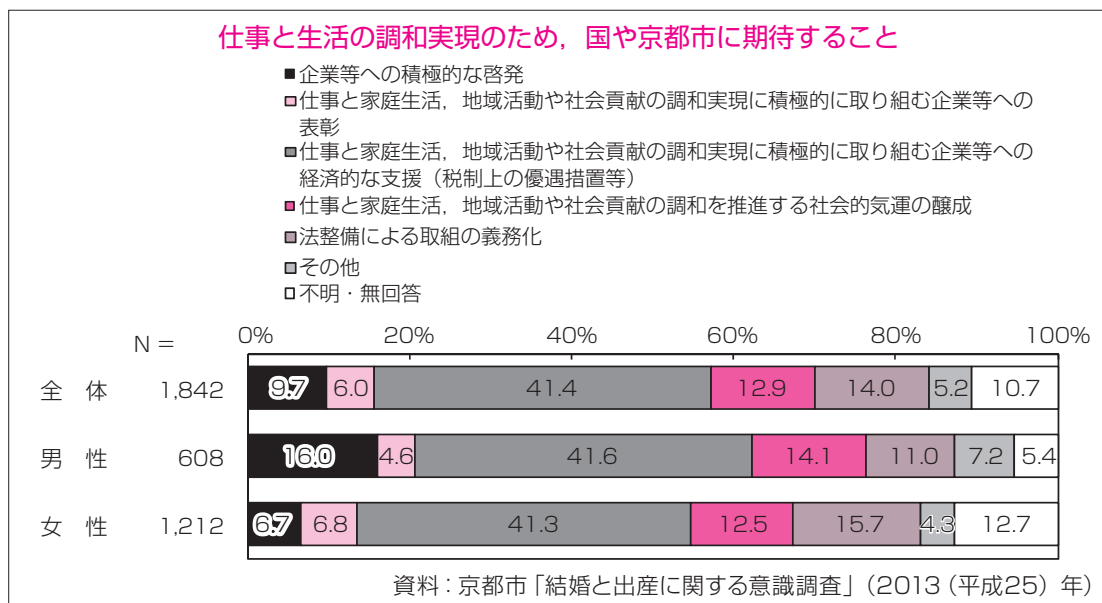
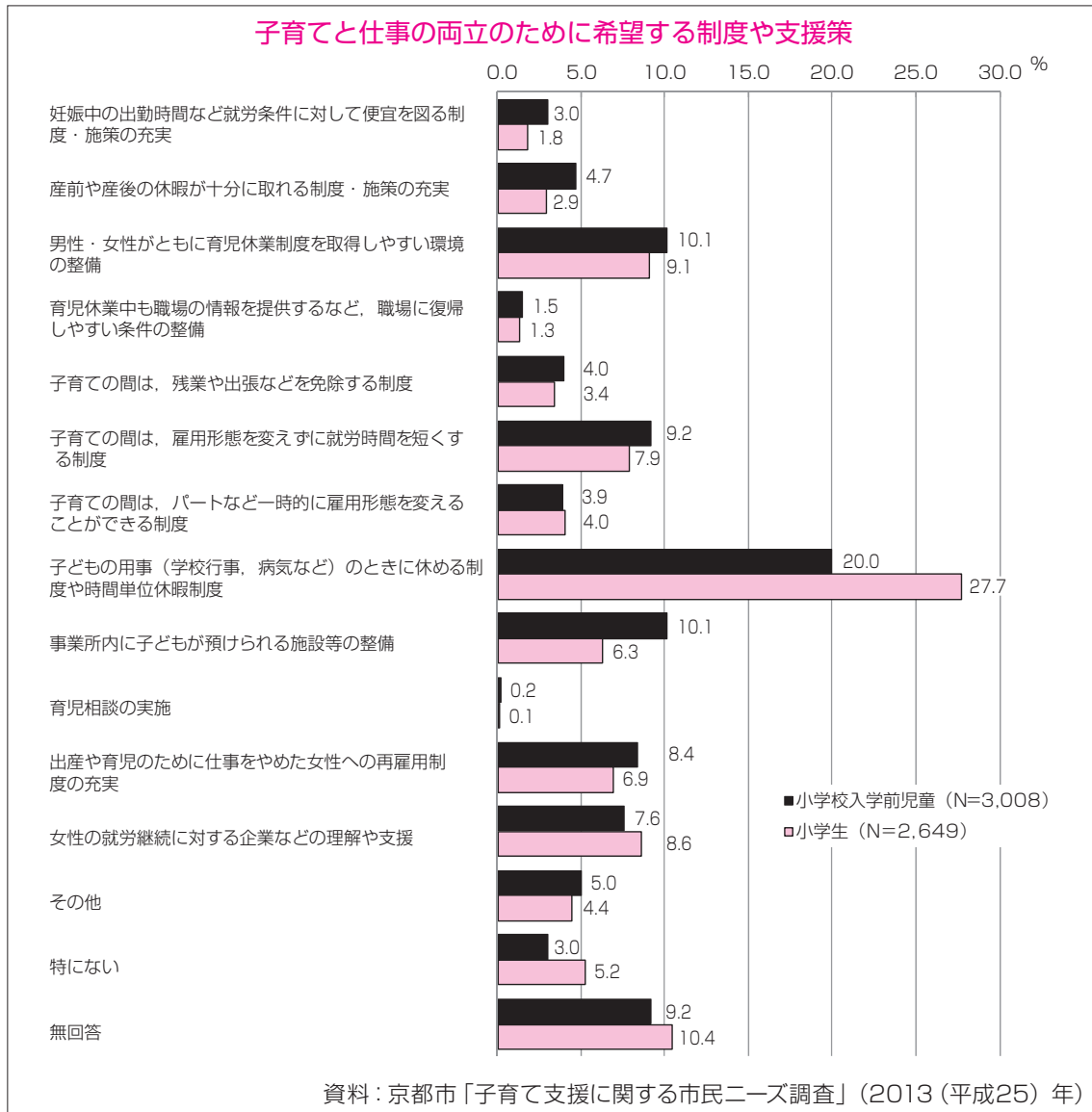
資料：京都市「結婚と出産に関する意識調査」（2013（平成25）年）

### 出産を機に仕事をやめた理由

- 1. 家庭生活（家事や子育てなど）に専念したかった
- 2. 職場が育児休業、子の看護休暇などを利用しづらい雰囲気であった
- 3. 配偶者や家族が退職を望んだ
- 4. 仕事と家庭生活の両立が困難だった
- 5. その他
- 不明・無回答



資料：京都市「結婚と出産に関する意識調査」（2013（平成25）年）



## 施策を展開する今後の方向性

仕事と子育ての両立支援については、企業自身の取組としても、一部から積極的な取組報告が行われるなど、徐々に浸透はしてきていますが、企業経営を取り巻く環境が依然として厳しい状況の中、全体的な広がりには至っていません。今後も、企業における男女が共に働きやすい環境づくりに向けた積極的な取組を求めるべく、様々な機会を通じての連携や協働が必要です。また、企業だけでなく、働く者も含めた社会全体としての認識と仕組みが伴わないと有効なものとはなり得ず、家事や子育てに関する男性の意識と能力の向上を支援するなど、男女が共に子育てや地域づくりの主役として活動していくための意識づくりが必要です。

さらに、仕事と子育ての両立支援については、保育園（所）や学童クラブ事業の一層の充実が必要であり、待機児童を生じさせないための取組だけでなく、障害のある子どもの受入体制や延長保育の充実など、子どもの状況や保護者の就労形態に応じたきめ細かな子育て支援の実施により、子育てしながら働き続けられる環境整備を進めていきます。

## 施策・主な取組

### 023 「子どもネットワーク」への企業等の参画と連携強化

### 024 働き方の見直しによる仕事と生活の調和の推進のための広報・啓発

### 025 企業等における仕事と家庭生活等の両立支援の取組の推進

誰もが子育てや地域活動等をしながらいきいきと働き続けられるよう、長時間労働の解消、女性の能力の積極的な活用、仕事と家庭生活等の両立支援、誰もがお互いに働きやすい職場づくりに向けた取組等を推進する企業を支援します。

### 026 男性が積極的に家事、子育て等に関わることができる環境・機運づくりの推進

家事、子育て等に関する男性の意識と能力の向上を支援します。

### 027 企業を通じた勤労者への両立支援や子育て支援施策に関する情報提供等の推進

働きながらもそれぞれのニーズに合わせた支援が受けられるように、両立支援や子育て支援施策に関する情報を、企業を通じて勤労者に提供していきます。

### 028 幼稚園、保育園（所）、認定こども園や学童クラブ事業等の幼児教育・保育等の一層の充実

<文化市民局、保健福祉局>

## (2) 子どもの生活環境の整備と安全な生活が確保されるまちづくり

### 現状と課題

子どもの健やかな育ちを支えるまちづくりのためには、それぞれの地域において安心・安全な生活環境を確保することが重要ですが、少子高齢化や家族規模の縮小などによる社会構造の変化、地域の共同関係の希薄化などにより、子どもの安心・安全の確保について、地域がその役割を果たしていくことが困難な状況になってきています。

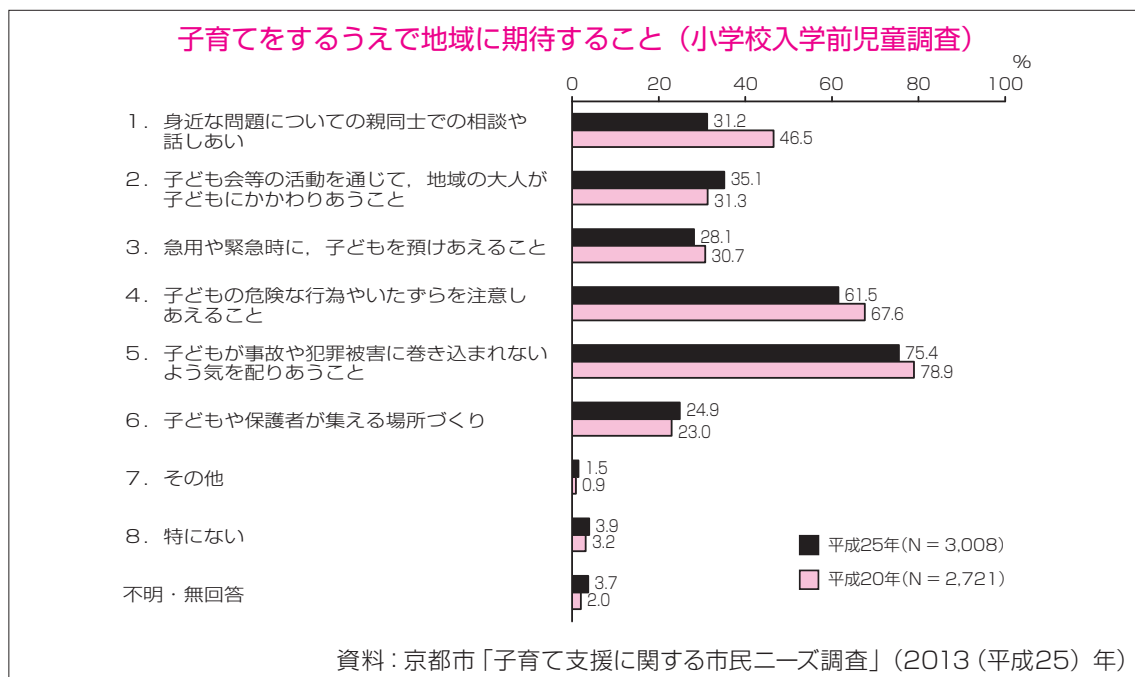
一方で、ニーズ調査では、子育てをするうえで地域に期待することは何かという質問に対して、「子どもが事故や犯罪に巻き込まれないよう気を配りあうこと」、「子どもの危険な行為やいたずらを注意しあえること」という回答が多く、住民相互の協力、協働という面での地域への期待が大きいことがうかがえます。

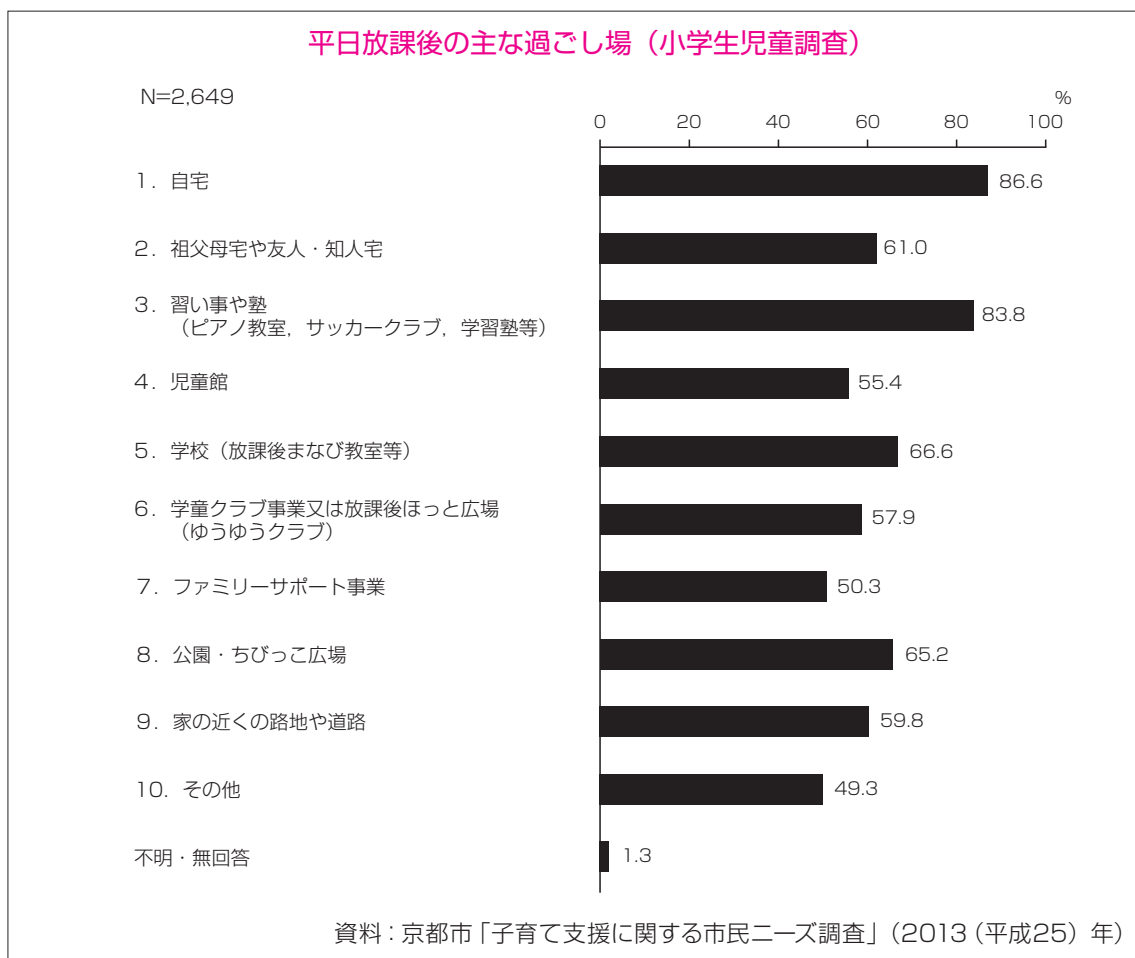
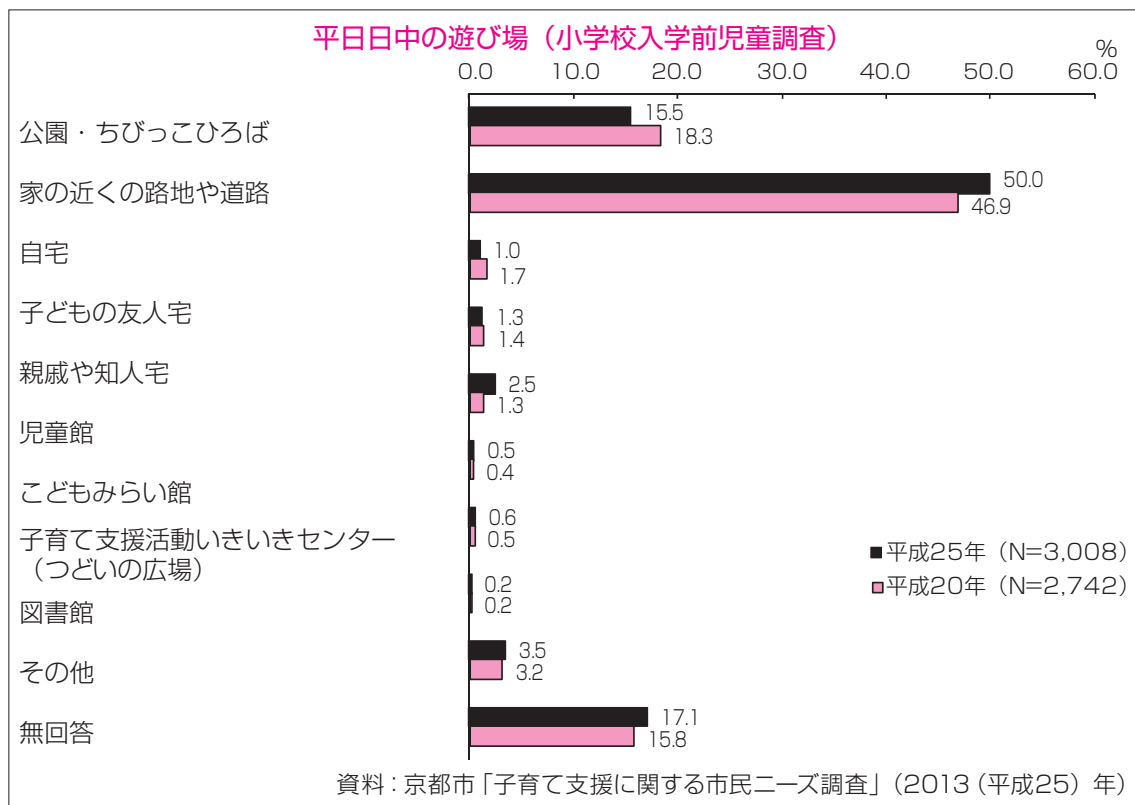
また、ニーズ調査（小学校入学前児童調査）においては、平日の日中の主な遊び場として、「自宅」の割合が前回調査より増える一方、「公園・ちびっこひろば」や「家の近くの路地や道路」の割合は前回調査より減少するなど、都市化の進展により、子どもの安全な遊び場の確保が困難となっている状況もうかがえます。

さらに、子どもとの外出時に困ること・困ったこととして、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所が少ないこと」、「交通機関や建物がベビーカーや自転車の通行の妨げになっていること」などが上位を占めています。

その他住宅等も含め、子育てをする人に配慮したまちづくりは、子育て支援の大きな要素の一つであり、これらのハード面での環境整備が求められています。

また、近年の新たな課題として、スマートフォン等を用いたソーシャルメディアの不適切利用、長時間利用による生活の乱れや、ネットいじめ、誘い出しによる犯罪被害等、子どもの健やかな育ちに大きな悪影響が生じていることが社会問題となっています。





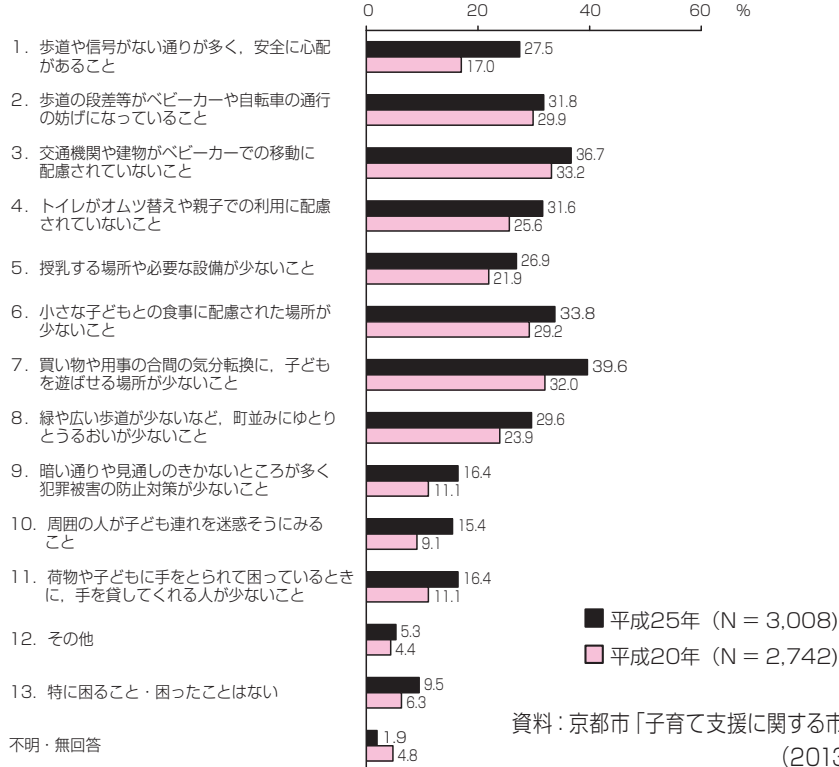
## 施策を展開する今後の方向性

幼い子ども連れでも外出しやすいなど、子育てにやさしいまちづくりのため、「すべての人にやさしい、ひとづくり、ものづくり、まちづくり」を基本とする「ユニバーサルデザイン」の理念に基づき、ハード・ソフト両面にわたる子育て環境の整備を推進するとともに、子育て家庭の利用に役立つ情報発信を併せて行っていきます。

子どもたちの健やかな成長を支えるため、家庭、地域、学校、関係団体、行政がしっかりと連携し、幼稚園、保育園（所）、認定こども園や児童館等の子育て支援施設が持つ役割、機能も十分活用しながら、子どもたちに様々な社会体験、生活体験、自然体験を通じ、豊かな感性を育む場を提供するとともに、地域ぐるみで子どもが安心・安全に暮らせるまちづくりを推進していきます。

また、ソーシャルメディアの利用に潜む危険性やインターネットの不適切利用から子どもを守る取組を更に進めていきます。

### 子どもとの外出の際に困ること（小学校入学前児童調査）



## 施策・主な取組

### (子どもの生活環境の整備)

#### ① 子育て家庭にやさしい環境の整備

#### 029 「ユニバーサルデザイン」の理念に基づく子育てしやすい生活環境の整備

<保健福祉局、全局>

#### 030 公共的施設への授乳コーナーやベビールーム、トイレ内ベビーシート等の設備の拡充

<全局・区>

#### 031 公共的施設や公的な催し、会議等での保育コーナーの設置

<全局・区>

② 子どもが安心・安全に暮らせる居住環境等の確保

**032 主要公園の運営**

＜建設局＞

**033 街区公園等の計画的整備**

＜建設局＞

**034 子どもの安全な通学を確保するための道路整備**

＜建設局＞

**035 子育て世代が居住する住宅の耐震改修の促進**

＜都市計画局＞

**036 多様な世代が安心して暮らせる市営住宅の供給**

＜都市計画局＞

**037 「京（みやこ）の水飲みスポット」の設置の推進**

＜上下水道局＞

③ 子どもたちの健やかな成長のための場づくり

**038 児童館、子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）の運営**

＜保健福祉局＞

**039 幼稚園、保育園（所）、認定こども園等の施設の地域への開放の一層の推進**

＜保健福祉局，教育委員会＞

**040 子どもの豊かな感性を育む文化事業の推進**

＜文化市民局＞

**041 子どもの成長に応じた多様な遊び，体験の場の提供と情報発信**

＜保健福祉局＞

**042 動物園の再整備**

＜文化市民局＞

**043 児童厚生施設の運営助成**

＜保健福祉局＞

**044 動物を通じて命の大切さを感じる心を育む京都動物愛護センターの開設**

＜保健福祉局＞

（子どもの安全な生活が確保されるまちづくり）

**045 子どもの交通安全を確保するための活動の推進**

＜文化市民局，保健福祉局，教育委員会＞

**046 地域ぐるみの子どもの安全確保の取組の推進**

＜文化市民局，教育委員会＞

**047 市公用車等を活用した子どもや地域の安心・安全を見守る取組の推進**

＜総合企画局＞

**048 携帯電話・インターネット，ソーシャルメディアの不適切利用から子どもを守る取組の推進**

＜教育委員会＞

### (3) 子育て家庭への経済的な支援(★)

#### 現状と課題

子育て家庭への経済的支援策については、2010(平成22)年度に、従来の児童手当に代わって子ども手当が創設され、対象年齢が中学校修了前までに拡大されるとともに、手当額が増額されるなどの充実が図られました。2012(平成24)年度からは、新たな児童手当に移行し、中学校修了前までの児童を対象とした制度として実施されています。

京都市の制度としては、国が定める基準を上回る就園奨励費の支給による幼稚園保育料の軽減措置や、国基準より低い保育所保育料の設定とともに、同時入所の3人目以降無料化を実施するなどの負担軽減策を実施しています。また、子ども医療費支給制度について、2012(平成24)年9月に対象年齢の拡大、2013(平成25)年9月に支給方法の簡素化を図るなど、諸施策において各種の子育て家庭への負担軽減策を実施しています。

しかし、ニーズ調査によると、行政に期待することとして、「子育て家庭に対する経済的支援の充実」が最も多く、依然として、経済面での市民要望が高いことがうかがえます。

また、結婚と出産に関する調査においても、子どもを持たない理由、あるいは、実際には理想より子どもの数が少なくなりそうな理由として、「出産・育児・教育にお金がかかるから」と答えた人が多くなっています。

子育て家庭の経済的負担の軽減については、社会全体で子育てを支え合う観点や子どもの貧困対策の観点などから、一定の行政的配慮が有効かつ必要ですが、一方で、巨額の経費を要する負担軽減策の実施は、厳しい自治体財政のもと、地方自治体単独事業として実施していくことには限界があります。このため、今後、国が進める経済的支援の取組に対しては、的確に対応するとともに、国レベルで実施すべきと考えられる施策については、国へ強く要望していくことが必要です。

また、限られた自治体財源の中での子育て家庭への支援策については、経済的支援のみに重点を置くのではなく、保育園(所)や医療体制等の子育て環境の整備、子育ての不安や心配を取り除く施策の推進など、幅広くバランスを保ちつつ総合的に実施していくことが求められます。

#### 施策を展開する今後の方向性

ニーズ調査においては、子育て全般に係る経済的負担軽減の要望が多くなっており、厳しい経済情勢のもと、市民の負担感が依然として大きいことがうかがえます。

子育てに係る経済的負担軽減については、社会全体で子育てを支え合う観点からも、今後とも配慮が必要ですが、現在実施されている子育て家庭への経済的給付事業については、児童手当、児童扶養手当など国の制度が中心であり、今後も国の制度を核とした対応となることが考えられます。こうしたことから、今後とも、国の施策動向に的確に対応しつつ、国への要望を適切に行っていきます。

また、厳しい経済状況を踏まえて、市民の負担については、公平性がより強く求められており、施策の性格や機能を踏まえつつ、受益と負担のあり方を慎重に検討し、対応していきます。

ニーズ調査においては、経済的負担軽減の要望のほかに、各種子育て支援サービスの質的・量的充実についても数多くの要望が寄せられています。子育て支援については、こうした幅広い施策がバランス良く、必要に応じて提供されたとき、子育てに対する負担感が軽減されるものであり、総合的なバランスを勘案しつつ子育て支援施策の推進を図っていきます。

## 施策・主な取組

### 049 第3子以降の保育料軽減の充実

<保健福祉局>

### 050 子ども医療費支給制度の拡充

<保健福祉局>

(参考) 現行の子育てに係る主な経済的支援策(負担軽減策)は、以下のとおりです。

#### ■ 教育費の負担の軽減に向けた取組

|                      |                                                                                                                                                                                                            |                                            |
|----------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 市立幼稚園保育料等減額措置        | ◇市民税非課税世帯などに対し、保育料及び入園料を減免<br>◇幼稚園(保育園(所))から小学校3年生までに2人以上の兄弟がいる3番目以降の園児の保育料及び入園料を無料化<br>◇幼稚園(保育園(所))から小学校3年生までに1人の兄弟がいる2番目園児の保育料及び入園料は半額<br>◇生活保護受給世帯については、第1子から無償<br><参考><br>保育料(年額) 132,000円 入園料 20,000円 | 【平成25年度負担減免額】<br>16百万円                     |
| 私立幼稚園就園奨励費           | ◇市内在住で私立幼稚園に3～5歳児を通園させている保護者に対し、保育料等及び教材費を補助(市民税の所得割額による区分あり)<br>◇幼稚園(保育園(所))から小学校3年生までに2人以上の兄弟がいる3番目以降の園児に対する補助金を増額することにより、保育料及び入園料をほぼ無料化<br>◇補助限度額(年額) 308,000円～25,000円                                  | 【平成25年度決算額】<br>1,337百万円<br>(うち市負担1,056百万円) |
| 市立小・中学校の就学援助         | ◇生活保護受給世帯に準じる世帯などに対し、学用品費、新入学学用品費、校外活動費、学校給食費、修学旅行費、医療援助費等を援助<br>◇4人世帯の場合 年収約420万円                                                                                                                         | 【平成25年度決算額】<br>1,421百万円<br>(うち市負担1,391百万円) |
| 市立高等学校就学支援金          | ◇京都市立高等学校に在籍する生徒に対し、授業料を補助(市民税の所得割額が304,200円以上の世帯を除く)                                                                                                                                                      | 平成26年度から実施                                 |
| 市立小・中学校総合育成支援教育就学奨励費 | ◇育成学級に在籍している児童生徒の保護者に就学援助費の半額等を援助<br>◇在籍者の約8割(就学援助対象者を含む)が受給                                                                                                                                               | 【平成25年度決算額】<br>24百万円<br>(うち市負担18百万円)       |
| 高校進学・修学支援金支給事業       | ◇生活困窮のため学資の負担が困難な高校生に対し、その修学に要する費用の一部を援助<br>◇助成額(年額)<br>入学支度金 45,000円～178,000円<br>学用品購入等助成金 6,000円～144,000円                                                                                                | 【平成25年度決算額】<br>579百万円<br>(うち市負担344百万円)     |

#### ■ 保育園(所)等の保育料の負担の軽減に向けた取組

|               |                                             |                           |
|---------------|---------------------------------------------|---------------------------|
| 多子世帯保育所保育料軽減  | ◇保育園(所)における同時入所の2人目は1人目の概ね半額、3人目以降は無料化      | ※平成21年度から国基準化             |
| 保育所保育料の軽減     | ◇国基準を下回る保育料設定                               | 【平成25年度負担減免額】<br>2,703百万円 |
| 学童クラブ事業利用料の軽減 | ◇料金階層の見直しによる細分化(26年4月から実施)<br>◇2人目以降の利用料を減額 | 【平成25年度負担減免額】<br>257百万円   |

### ■ 医療費等の負担の軽減に向けた取組

|                               |                                                                                                                                                                                                                                         |                                            |
|-------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------|
| 未熟児養育医療<br>給付                 | ◇指定医療機関に入院し、養育を行う必要のある未熟児に対し、入院養育に要する費用を公費負担                                                                                                                                                                                            | 【平成25年度決算額】<br>97百万円<br>(うち市負担52百万円)       |
| 小児慢性特定疾患<br>治療研究事業            | ◇特定の疾病にかかっている乳幼児、児童に対し、委託医療機関で入院及び通院治療を受ける場合、医療に要する費用を公費負担(所得に応じて自己負担あり)                                                                                                                                                                | 【平成25年度決算額】<br>324百万円<br>(うち市負担174百万円)     |
| 自立支援医療<br>(育成医療) 給付           | ◇身体に障害のある乳幼児、児童に対し、指定医療機関で医療を受ける場合、医療に要する費用を公費負担(所得制限あり)                                                                                                                                                                                | 【平成25年度決算額】<br>34百万円<br>(うち市負担10百万円)       |
| 不妊治療費助成<br>制度                 | ◇不妊治療に要した医療費の自己負担額の1/2(上限6万円※/人・年度)を助成<br>※ 人工授精を伴う場合は上限10万円<br>◇不育症治療に要した医療費の自己負担額の1/2(1回の妊娠につき上限10万円/人)を助成<br>◇男性不妊治療(特定不妊治療に係る精巣内精子採取術)に要した医療費の自己負担額の1/2(上限20万円/年度※)を助成<br>※治療内容により1回上限5万円                                           | 【平成25年度決算額】<br>80百万円<br>(うち市負担40百万円)       |
| 特定不妊治療費<br>助成事業               | ◇不妊治療のうち、体外受精及び顕微授精に要した医療費の一部(治療ステージにより、上限15万円(もしくは7万5千円)×2回※/年度)を助成(所得制限あり)<br>※ 初年度のみ3回 通算5年度・通算10回まで(平成28年度制度改正に伴う経過措置あり)                                                                                                            | 【平成25年度決算額】<br>209百万円<br>(うち市負担105百万円)     |
| 妊婦健康診査の<br>公費負担               | ◇妊婦が医療機関や助産所で受診する妊婦健康診査14回分について公費負担<br>(平成20年7月)<br>公費負担の回数 原則1回 → 一律5回<br>里帰り出産等に伴う府外での受診についても対応<br>(平成21年4月)<br>公費負担の回数 一律5回 → 一律14回<br>助産所での受診についても対応                                                                                | 【平成25年度決算額】<br>957百万円<br>(うち市負担957百万円)     |
| 入院助産制度                        | ◇生活保護受給世帯などに対し、指定の助産施設における出産のための入院から退院までの入院助産を受ける費用を本人負担額(課税状況による)を除いて助成                                                                                                                                                                | 【平成25年度決算額】<br>191百万円<br>(うち市負担96百万円)      |
| 子ども医療費支給<br>制度                | ◇小学校6年生までの子どもが、健康保険証を使って診療を受けた場合に、窓口で支払う医療費(医療保険の自己負担額から一部負担金を差し引いた金額)を助成<br>◇一部負担金<br>入院(小学6年まで)200円(1箇所1医療機関につき)<br>外来(3歳未満)200円(1箇所1医療機関につき)<br>(3歳～小学6年まで)3,000円(1箇所1医療機関につき)<br>※ 複数医療機関等を受診するなど1箇月の自己負担額合計が3,000円を超えた場合、超えた額を償還払い | 【平成25年度決算額】<br>1,531百万円<br>(うち市負担772百万円)   |
| ひとり親家庭等<br>医療費支給制度            | ◇ひとり親家庭等の母又は父と子どもなどが、健康保険証を使って診療を受けた場合に、窓口で支払う医療費(医療保険の自己負担額)を助成                                                                                                                                                                        | 【平成25年度決算額】<br>1,085百万円<br>(うち市負担537百万円)   |
| 重度心身障害者<br>医療費支給制度            | ◇重度の心身障害のある方が、健康保険証を使って診療を受けた場合に、窓口で支払う医療費(医療保険の自己負担額)を助成                                                                                                                                                                               | 【平成25年度決算額】<br>2,201百万円<br>(うち市負担1,107百万円) |
| 自立支援医療(精<br>神通院)の利用者<br>負担軽減策 | ◇精神通院医療に要する費用の一部を公費負担。重度の障害のある方や収入が低い世帯については、本市独自に所得階層を細分化するとともに国制度より低い負担上限月額を設定することにより利用者負担を軽減                                                                                                                                         | 【平成25年度負担減免額】<br>92百万円                     |

## ■ その他の支援

|                         |                                                                                                                                                                                   |                                                                                               |
|-------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------|
| 児童手当                    | ◇中学校修了前（15歳到達後の最初の年度末まで）の児童を養育している方に支給<br>◇所得基準額未満<br>3歳未満 一律（月額）15,000円<br>3歳～小学校修了前 第1・2子（月額）10,000円<br>第3子以降（月額）15,000円<br>中学校修了前 一律（月額）10,000円<br>◇所得基準額以上 一律（月額）5,000円（特例給付） | <b>【平成25年度決算額】</b><br>22,026百万円<br>（うち市負担4,119百万円）                                            |
| 児童扶養手当                  | ◇児童（18歳到達後の最初の年度末までの児童、又は一定の障害のある20歳未満の児童）を養育しているひとり親家庭の親等に支給（所得制限あり）<br>◇児童1人 全額支給（月額）41,020円<br>一部支給（月額）41,010円～9,680円<br>児童2人 全額支給（月額）46,020円<br>一部支給（月額）46,010円～14,680円       | <b>【平成25年度決算額】</b><br>6,726百万円<br>（うち市負担4,494百万円）                                             |
| 特別児童扶養手当                | ◇一定の障害のある20歳未満の児童を家庭で育てている父母、又は父母に代わって児童を育てている方に支給（所得制限あり）<br>◇子ども1人につき1級障害の場合（月額）49,900円<br>2級障害の場合（月額）33,230円                                                                   | <b>【平成25年度決算額】</b><br>2百万円                                                                    |
| 障害児福祉手当                 | ◇日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の重度障害児に支給（所得制限あり）<br>◇（月額）14,140円                                                                                                                      | <b>【平成25年度決算額】</b><br>148百万円<br>（うち市負担37百万円）                                                  |
| 出産育児一時金                 | ◇国民健康保険の被保険者が出産したときに支給<br>◇妊娠84日以上であれば、死産・流産でも支給<br>◇出産時1人につき42万円（産科医療補償制度の対象となる場合。対象とならない場合は40.4万円）                                                                              | <b>【平成25年度決算額】</b><br>733百万円<br>※（国民健康保険事業特別会計で支給）保険料と一般会計からの繰入れ等で賄われている                      |
| 障害福祉サービス、障害児施設の利用者負担軽減策 | ◇障害福祉サービス（介護給付費・訓練等給付費）や障害児施設の利用者負担軽減<br>◇重度の障害のある方や収入が低い世帯については、京都市独自に所得階層を細分化するとともに国制度より低い負担上限月額を設定することにより負担を軽減                                                                 | ○障害福祉サービス<br><b>【平成25年度負担減免額】</b><br>172千円※障害児者の総額<br>○障害児施設<br><b>【平成25年度負担減免額】</b><br>37百万円 |